

# 7. 經濟産業省

01. 地域新成長産業創出促進事業費補助金（先端農業産業化システム実証事業）
02. 企業立地の促進（成長産業・企業立地促進等事業費補助金）
03. 地域企業立地促進等委託費
04. 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業
05. 地域新成長産業創出促進事業費補助金
06. 国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業
07. クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金
08. 地域ヘルスケア構築推進事業
09. 伝統的工芸品産業支援補助金
10. 伝統的工芸品産業振興補助金
11. 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金
12. 中心市街地商業等活性化支援業務等委託費
13. 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
14. 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金
15. 独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金
16. 地熱資源開発調査事業費補助金 等
17. 特許等取得活用支援事業

18. 中小企業再生支援協議会事業
19. 中小企業支援ネットワーク強化事業
20. 新事業活動促進支援補助金
21. 中小商業活力向上事業
22. 地域商業再生事業

## 経済産業省 1

施策名	地域新成長産業創出促進事業費補助金（先端農業産業化システム実証事業）	予算額(百万円)	500
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	被災地等において、商工業の技術・ノウハウと農業の連携により企業および農業の双方の成長・発展を図るため、先端技術を活用したシステムの先端的農業システムの実証に加えて、出口となる消費者のニーズを捉えた収益性の高い枠組みの実証を実施する。		
対象者	民間事業者等		
対象事業	<p>(1) 先端技術活用システム実証事業 被災地域等において、民間事業者等が行う先端的な商業・工業の技術やノウハウを用いた農業と連携したシステム等の実証及びビジネス化に関する事業。</p> <p>(2) 流通システム強化事業 各地域において、農水産業者の収益拡大を目的として、消費者と生産者を結びつけるコーディネート業務等に携わる民間事業者等が、ビジネスマッチング、流通ネットワークの拡大、地域間連携の強化、海外展開の促進等を行う事業。</p> <p>(3) 流通ネットワーク強化事業 (2)の対象事業者の全国的なネットワーク化事業及び消費者ニーズ等の調査事業。</p>		
支援内容	<p>(1) 先端技術活用システム実証事業 事業費の3分の2について補助（上限額1億円）。</p> <p>(2) 流通システム強化事業 事業費の3分の2について補助（上限額3千万円）。</p> <p>(3) 流通ネットワーク強化事業 事業費について定額を補助。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①平成24年4月13日から5月7日までの期間に、経済産業省または各地方経済産業局において事業の提案公募受付。応募事業者が提案書を作成し応募。</p> <p>②平成24年5月下旬に外部委員による審査会を実施。6月上旬を目処に採択事業を決定。</p> <p>③事業完了時に経済産業省または各地方経済産業局に報告。経済産業省または各地方経済産業局は確定検査を実施し、最終的な補助額を確定。当該額に基づき、経済産業省または各地方経済産業局より補助金の支払い。</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課	TEL : 03-3501-1697 FAX : 03-3580-6389 URL : <a href="http://www.meti.go.jp/main/vosan2012/pr/pdf/hukkyu_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/vosan2012/pr/pdf/hukkyu_01.pdf</a>	

## 経済産業省 2

施策名	企業立地の促進 (成長産業・企業立地促進等事業費補助金)	予算額(百万円)	802
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律		
概要	<p>企業のグローバル展開が進展し、国際的な企業誘致競争が激化する中、地域がそれぞれの強みをいかした魅力的な企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図ることは、地域における雇用創出や地域間格差の是正、我が国産業の国際競争力強化の観点から重要である。このため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」(以下「企業立地促進法」という。)に基づき、地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進や地域産業集積の形成等の取り組みに対する予算措置を講じる。</p>		
対象者	<p>企業立地促進法に基づき、企業立地促進等に取り組む地域産業活性化協議会構成員等を対象とする。</p>		
対象事業	<p>企業立地促進法に基づき、我が国の成長産業分野を対象に、新規立地、付加価値増加、雇用創出を促進するため、企業誘致に係る人材育成、地域におけるネットワーク形成等の取り組みを支援する。</p>		
支援内容	<p>○地域企業立地促進等事業費補助金(補助率10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長産業人材養成等支援事業 誘致等に関連する産業のニーズを踏まえた、新規立地等につながる地域の高度な人材養成等の取り組みを支援</li> <li>・成長産業振興・発展対策支援事業 地域における産学官の広域的なネットワーク形成とその強化及び新事業の創出等の取り組みを支援</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>(平成24年)                  2月2日～3月2日：公募                  3月27日：外部審査委員会                  4月6日：採択事業者公表                  4月中旬以降：各地方経産局にて交付決定、事業開始(平成25年3月まで)</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課	TEL：03-3501-0645 FAX：03-3501-6231 URL： <a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>	

### 経済産業省 3

施策名	地域企業立地促進等委託費	予算額(百万円)	70
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>企業等が立地に関する取組で生ずる個々の問題点に対して、調査を行うとともに解決策の提示をワンストップで実施し、さらに各地域における企業立地及び産業集積活性化に係る優れた取組事例等の情報を広く提供する機関（工場立地相談窓口）を全国の地域ブロックに設け、企業立地の専門家を配置。事業者や自治体からの相談への対応を行う。</p>		
対象者	事業者や自治体等		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自治体、事業者等からの企業立地に関する規制、手続等に関して相談受付、助言等</li> <li>2. 企業立地の計画について、助言・フォローアップ等</li> <li>3. 企業立地に関する調査・分析・情報収集等</li> <li>4. 企業立地計画の取りまとめ等</li> <li>5. 企業立地支援施策の事例紹介、地域の取組等紹介</li> </ol>		
支援内容	<p>国内投資促進のため全国の地域ブロック毎に企業立地情報・手続等に関するワンストップサービスを提供する総合的な「工場立地相談窓口」を設け、民間団体等への委託により専門家を配置し、事業者や自治体の相談に対応する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(平成24年)</p> <p>4月1日：事業開始 4月上旬：各窓口設置、支援開始</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 経済産業政策局</p> <p>地域経済産業グループ</p> <p>立地環境整備課</p>	<p>TEL：03-3501-0645</p> <p>FAX：03-3501-6231</p> <p>URL：<a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a></p>	

## 経済産業省 4

施策名	東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	予算額(百万円)	200
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。 具体的には、ソーシャルビジネス創出のため、企業とソーシャルビジネスの連携促進や、成功モデルの被災地への移転等に関する取組に対して補助を行う。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>○先進的に活動する中間支援機関等が、企業等のリソースとSB事業者の活動をつなげる（コーディネートする）ノウハウを、被災地等の他地域に移転する取組を支援。</p> <p>○先進的に活動するSB事業者等が、自らの成功モデルのノウハウを、類似の課題を抱える被災地等の他地域に移転する取組を支援。</p> <p>○SB事業者が被災地において新たなSB事業を創出し、自立的に展開する取組を支援。 等</p>		
支援内容	民間団体等へ、対象事業により補助対象経費の10/10、2/3を補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(平成24年)</p> <p>3月29日～4月19日 : 公募</p> <p>6月上旬(予定) : 採択決定</p> <p>6月以降(予定) : 交付決定、事業開始(平成25年3月まで)</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 地域経済産業グループ 立地環境整備課	TEL : 03-3501-0645 FAX : 03-3501-6231 URL : <a href="http://www.meti.go.jp/main/yosan2012/pr/pdf/hukkyu_01.pdf">http://www.meti.go.jp/main/yosan2012/pr/pdf/hukkyu_01.pdf</a>	

## 経済産業省 5

施策名	地域新成長産業創出促進事業費補助金	予算額(百万円)	728
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>地域経済の活性化、競争力強化を図るため、地域が有する多様な強みや特長、潜在力を積極的に活用し、産学官等の様々な主体のネットワークを形成することにより、新たな成長産業群の創出・育成に資する取組を支援。具体的には、地域の成長戦略による重点化すべき成長産業分野（次世代航空機、次世代自動車、環境、バイオ、コンテンツ等）を選定し、地域内外の連携を図るためのコーディネータ配置、ビジネスマッチング、試行的取組等の先導的事業や、先進的事例の全国的な情報共有等の事業に対して補助を行う。</p>		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p><b>【地域新成長産業群創出事業】</b>          ○地域内外の産学官等のネットワークを形成し、専門家派遣、研究会開催、セミナー開催等を実施することで、地域の新たな成長産業群の創出・育成を支援。          ○地域内外の産学官等のネットワークを活用し、新たな事業活動又は新商品、新サービスの販路の開拓等を支援。          ○地域内外の産学官等のネットワークによる研究会等を踏まえ、新商品、新サービスの開発から生産及び販売までを行うなど、新たな事業活動の試行的な取組を支援。</p> <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	地域内外の産学官等のネットワークを活用できる民間団体等へ、対象事業により補助対象経費の10/10、2/3を補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p><b>【補助金の交付】</b>          補助金の交付を受けようとする事業者は、申請に関し経済産業省本省又は地域の所管経済産業局へお問い合わせ下さい。</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 地域経済産業グループ 地域技術課	TEL : 03-3501-8794 FAX : 03-3501-7917	



## 経済産業省 6

施策名	国内排出削減量認証・取引制度基盤整備事業	予算額(百万円)	605
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定（閣議決定））</li> <li>・エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）</li> <li>・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）</li> <li>・地球温暖化対策の主要3施策について（平成22年12月28日地球温暖化問題に関する閣僚委員会）</li> </ul>		
概要	国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等を対象に、計画作成支援、計画の審査にかかる費用の一部支援等を行う。		
対象者	中小企業等（自主行動計画に参加していない者）		
対象事業	<p>国内クレジット制度に基づく排出削減事業（以下単に「排出削減事業」という。）</p> <p>（例えば、以下のような事業が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重油ボイラーから都市ガスボイラーへ更新</li> <li>○既存の空調設備から高効率な空調設備へ更新</li> <li>○既存の証明設備から高効率な証明設備へ更新 等</li> </ul>		
支援内容	<p>国内クレジット制度の活用が期待される中小企業等を対象に、経済産業省から委託を受けた事業者（以下「ソフト支援実施機関」という。）を通じて、以下の支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①排出削減事業計画の作成支援</li> <li>②排出削減事業計画の審査費用支援</li> <li>③排出削減実績報告書の作成支援</li> <li>④排出削減実績報告書の審査費用支援</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援は、ソフト支援実施機関を通じて随時実施していく。具体的な手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中小企業等は、排出削減事業の実施について、ソフト支援実施機関に問い合わせる。</li> <li>②ソフト支援実施機関は、当該排出削減事業が国内クレジット制度に基づき実施可能なものか否かを確認。これが確認されれば、支援開始。</li> </ul> <p>【ソフト支援実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国中小企業団体中央会</li> <li>・日本商工会議所</li> <li>・日本テピア株式会社</li> </ul> <p>※50音順</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省</p> <p>産業技術環境局環境経済室</p>	<p>TEL : 03-3501-1679</p> <p>FAX : 03-3501-7697</p> <p>URL : <a href="http://icdm.jp/">http://icdm.jp/</a></p>	

## 経済産業省 7

施策名	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金	予算額(百万円)	29,200 ※平成23年度からの繰越等を含む 総事業規模 44,410
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車及び充電設備等を導入する者に対し、当該導入費用の一部を補助。		
対象者	クリーンエネルギー自動車及び充電設備等を導入する者		
対象事業	<p>補助対象となるのは、以下の自動車及び設備の導入。</p> <p>&lt;自動車&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）</li> <li>○ クリーンディーゼル自動車（CD）</li> </ul> <p>&lt;設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 充電設備（急速充電器及び普通充電器）</li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車の場合、通常車両との価格差の1/2以内を補助。</li> <li>○ 充電設備の場合、本体価格の1/2以内を補助。</li> </ul>		
変更のポイント	天然ガススタンド、LPガススタンドが補助対象外となった。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受けるまでの手順は以下のとおり。</p> <p>&lt;自動車の導入&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電気自動車等の補助対象車両を購入した者が、指定の様式に従い申請。</li> <li>② 審査の上、補助金を交付。</li> </ol> <p>&lt;設備の導入&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 充電設備等の補助対象設備を設置しようとする者が、指定の様式に従い事前に申請。</li> <li>② 審査の上、交付決定。</li> <li>③ 申請者は設備設置が完了した後、実績報告。補助金を交付。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	経済産業省製造産業局 自動車課	TEL : 03-3501-1690 FAX : 03-3501-6691 URL : <a href="http://www.cev-pc.or.jp/">http://www.cev-pc.or.jp/</a>	

## 経済産業省 8

施策名	地域ヘルスケア構築推進事業	予算額(百万円)	700
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	日本再生の基本戦略～危機の克服とフロンティアへの挑戦～（別紙2）各分野において当面、重点的に取り組む施策（1）②環境の変化に対応した新産業・新市場の創出		
概要	民間事業者と医療機関等が連携することで、公的保険では提供できない多様なニーズに応える医療・介護周辺サービスが自立的に創出・提供されるよう、多様な機能を有する異業種の連携等により、新たに医療・介護周辺のサービスを立ち上げる医療機関、事業者等を支援する。		
対象者	民間事業者、医療・介護機関等		
対象事業	医療・介護機関や保険者と連携した運動支援、リハビリサービス、配食サービス、在宅見守りサービス、健康アドバイスサービス等の民間サービスを業態転換や異業種の連携等を通じて立ち上げる医療機関や事業者を支援すると同時に、医療・介護機関と民間サービス事業者とをマッチングし、事業の立ち上げ支援等を行う中間支援事業体の創出を支援。		
支援内容	本事業に関する全国レベルでのノウハウシェア、事業統括等について10/10を補助。事業立ち上げ、中間事業体の創出に係る費用について、2/3を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民間団体等より、経済産業省に対して、公募期間中に中間団体として補助金の申請書を提出</li> <li>2. 経済産業省において申請内容を審査し、採択先を決定</li> <li>3. 民間事業者等より、中間団体に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出</li> <li>4. 補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、中間団体へ事業成果を報告</li> <li>5. 中間団体より経済産業省へ事業成果を報告</li> <li>5. 経済産業省から補助金を受給</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課	TEL : 03-3501-1790 FAX : 03-3501-0315 URL : <a href="http://www.meti.go.jp/">http://www.meti.go.jp/</a>	

## 経済産業省 9

施策名	伝統的工芸品産業支援補助金	予算額(百万円)	245
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
概要	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、伝統的工芸品の製造協同組合等が主体的に取り組む振興事業等に対する支援を実施。		
対象者	<p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく下記計画の認定を受けた製造協同組合等。</p> <p><b>【計画名及び作成主体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○振興計画：製造協同組合等</li> <li>○共同振興計画：製造協同組合等と販売事業者等</li> <li>○活性化計画：製造事業者又はそのグループ、製造協同組合等</li> <li>○連携活性化計画：製造事業者又はそのグループ、製造協同組合等</li> <li>○支援計画：伝統的工芸品産業の支援事業を実施する者</li> </ul>		
対象事業	<p>各計画に基づいて実施される、以下の事業（補助率）を対象とする。</p> <p><b>【振興計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後継者育成事業（1／2以内、2／3以内）</li> <li>○技術・技法の記録収集・保存事業（2／3以内）</li> <li>○原材料確保対策事業（2／3以内）</li> <li>○需要開拓事業（2／3以内）</li> <li>○意匠開発事業（2／3以内）</li> </ul> <p><b>【共同振興計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○需要開拓等共同展開事業（2／3以内）</li> <li>○新商品共同開発事業（2／3以内）</li> </ul> <p><b>【活性化計画・連携活性化計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活性化事業・連携活性化事業（2／3以内）</li> </ul> <p><b>【支援計画】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材育成・交流支援事業（1／2以内）</li> <li>○産地プロデューサー事業（1／3以内）</li> </ul>		
支援内容	○補助対象経費のうち、各事業に定められた補助率に従って交付します。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>認定を受けようとする製造協同組合は、都道府県又は市町村を通じて、経済産業大臣に申請を行う必要があります。各都道府県又は市町村、及び所管経済産業局の伝統的工芸品産業担当部局まで御連絡下さい。</p> <p><b>【補助金の交付】</b></p> <p>補助金の交付を受けようとする事業者は、地域の所管経済産業局へ申請が必要です。各経済産業局の伝統的工芸品産業担当部局まで御連絡下さい。</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 商務情報政策局 伝統的工芸品産業室	TEL：03-3501-3544 FAX：03-3501-6794	

## 経済産業省 10

施策名	伝統的工芸品産業振興補助金	予算額(百万円)	615									
		区分(新規・継続・変更)	継続									
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律											
概要	伝統的工芸品産業の振興をはかるため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人」が実施する、①人材確保及び技術・技法継承事業、②産地指導事業、③普及促進事業、④需要開拓事業の一部を補助する。											
対象者	交付先：伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人											
対象事業	<p>当該法人が行う以下の事業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材確保及び技術・技法継承事業</li> <li>○産地指導事業</li> <li>○普及推進事業</li> <li>○需要開拓事業</li> </ul>											
支援内容	○上記事業の補助対象経費のうち、定められた補助率（1/2、2/3、定額）に従って交付する。											
変更のポイント	—											
支援手続スケジュール(予定でも可)	—											
備考	—											
連絡先	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">経済産業省</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">TEL : 03-3501-3544</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>商務情報政策局</td> <td style="text-align: right;">FAX : 03-3501-6794</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伝統的工芸品産業室</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			経済産業省	TEL : 03-3501-3544		商務情報政策局	FAX : 03-3501-6794		伝統的工芸品産業室		
経済産業省	TEL : 03-3501-3544											
商務情報政策局	FAX : 03-3501-6794											
伝統的工芸品産業室												

## 経済産業省 1 1

施策名	戦略的中心市街地商業等活性化 支援事業費補助金	予算額(百万円)	2,413
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	<p>中心市街地活性化法に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた市町村の基本計画のうち、商業の活性化や中心市街地のにぎわい創出等に資する事業に対して支援。          具体的には、商業施設及び商業基盤施設等整備事業などのハード事業や回遊性向上のためのイベントの開催、空き店舗を活用したチャレンジショップの運営などのソフト事業に対して支援を行う。</p>		
対象者	商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者、まちづくり会社、NPO等		
対象事業	<p>中心市街地の活性化に関する法律に基づく認定基本計画に位置づけられた商業活性化事業等が対象。</p> <p>(1) 施設整備事業          テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場等の整備等。(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定が必要な場合があります。)</p> <p>(2) 活性化支援事業          地域コミュニティとの連携事業(文化、教育、保育等)、ICカードを活用した商業と公共交通の連携事業、イベント、商店街の環境向上支援(老朽化したアーケード等の撤去)等。</p> <p>(3) 中心市街地活性化協議会事務局支援          タウンマネジャーの設置、専門家を招いてのセミナー・研修会の開催、まちづくりに関する調査・研究、タウンマネジメント診断等。          ※(3)は、基本計画の認定は必要無く、中心市街地活性化協議会の設置が要件となる。</p>		
支援内容	商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター、民間事業者、まちづくり会社、NPO等へ、対象事業により補助対象経費の2/3または1/2を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金交付の流れは、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 経済産業省がHP等で公募。</li> <li>② 希望する事業者は公募要領を確認の上、経済産業局に申請書類を提出。</li> <li>③ 外部有識者等からなる審査委員会により申請事業を審査。</li> <li>④ 経済産業省が採択事業を決定。事業者へ通知。</li> <li>⑤ 事業者は、事業を実施。</li> <li>⑥ 事業者は、事業完了後に実績報告書を経済産業局に提出。</li> <li>⑦ 経済産業局が補助金の額を確定し、事業者へ補助金の支払。</li> </ol>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 商務流通グループ TEL : 03-3501-3754 URL : <a href="http://www.machigenki.jp/">http://www.machigenki.jp/</a>          中心市街地活性化室 FAX : 03-3501-6204          経済産業省 中小企業庁 TEL : 03-3501-1929 URL : <a href="http://www.meti.go.jp">http://www.meti.go.jp</a>          経営支援部 商業課 FAX : 03-3501-7809</p>		

## 経済産業省 1 2

施策名	中心市街地商業等活性化支援業務等委託費	予算額(百万円)	244
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	<p>市町村・まちづくり会社などによる中心市街地活性化を継続的な取組とするため、経済産業省が統一的に、診断・助言、調査・研究、人材育成等の事業を行う。</p> <p>これらの事業を実施することにより、他地域の参考となる中心市街地活性化の先進的事業手法等を広く普及(水平展開)し、全国各地で実施している活性化事業の効果を拡大するとともに、市町村などが抱える課題解決を図り、中心市街地の活性化を促進する。</p>		
対象者	<p>市町村・まちづくり会社(診断助言・まちづくり会社支援)</p> <p>まちづくりに関心のある個人等(人材育成事業)</p>		
対象事業	<p>経済産業省が民間事業者へ委託し行う次の事業。</p> <p>(1) 中心市街地活性化に取り組むまちづくり会社、市町村への支援事業</p> <p>(2) まちづくりの中核となる人材育成の支援</p> <p>(3) 今後の中心市街地活性化の在り方等に係る調査・研究</p>		
支援内容	<p>(1) まちづくり会社、市町村への支援事業</p> <p>商業、都市計画等の専門家チームを市町村やまちづくり会社に派遣して、市場調査等により中心市街地の状況を把握し課題の明確化、今後の方向性に関する助言を行い、当該地域における中心市街地活性化のためのノウハウの蓄積を図る</p> <p>(2) 人材育成事業</p> <p>地域においてまちづくりに関心を持つ有為な人材を対象として、プロジェクト推進のためのノウハウ等を講習、現地実習によって取得させる事業を展開。全国の事例などまちづくりに関する情報提供を実施。</p> <p>(3) 調査研究</p> <p>本調査事業において得たまちづくり等についての先進的手法、成功事例を効果的に全国に展開、まちづくりの担い手を意識した報告書等の整備をすること等により、効果的なまちづくりの推進に資する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援手続きの流れは、以下のとおり。</p> <p>① 経済産業省がHP等で対象者を公募。</p> <p>② 対象者が申請。</p> <p>③ 経済産業省が対象者を決定。</p> <p>④ 経済産業省及び受託事業者が、対象者に各種事業を展開。</p> <p>⑤ 受託事業者が経済産業省へ、支援内容ごとに報告書を提出。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省</p> <p>商務流通グループ</p> <p>中心市街地活性化室</p>	<p>TEL : 03-3501-3754</p> <p>FAX : 03-3501-6204</p> <p>URL : <a href="http://www.machigenki.jp/">http://www.machigenki.jp/</a></p>	

## 経済産業省 13

施策名	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金	予算額(百万円)	7,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ		
概要	平成22年6月に策定されたエネルギー基本計画に記載された2020年で新築公共建築物でネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)を実現するため、ZEBに資するような高性能設備機器等を導入し、省エネルギー性能の高い建物の新築・改修等を行う建築主等へ支援を行う。また、1990年以降エネルギー起源のCO2が35%増加しており、こうした家庭部門の対策の一つとしてネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及推進を行うため、新築および既築の住宅をZEHに改修する事業に対し、事業費の2分の1の補助を行う。		
対象者	住宅・建築物の建築主・所有者等		
対象事業	<p><b>ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業</b> ZEBに資するような高性能設備機器等を導入し、年間のエネルギー消費量を一定量削減できる(新築:30%以上、既築:25%以上)建築物の新築・改築等を行う建築主等へ支援を行う。</p> <p><b>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業</b> 新築および既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせて、住宅の年間の1次エネルギー消費量を正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅を導入する建築主等へ支援を行う。</p>		
支援内容	<p>【補助率】 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業 : 原則1/3以内※(上限額5億円) ※省エネルギー率・ZEBの実現に資する基本要素の条件を満たした上、ZEB実現の技術、先進性、普及性等を総合的に勘案し、審査委員会等の審議を経て、補助率の上限を1/2以内、2/3以内に引き上げて採択することがある。(申請状況を勘案)</p> <p>ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 : 1/2以内 (上限額350万円)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>●補助事業者 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 一般社団法人 日本サステナブル建築協会 一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 による共同事業</p> <p>●公募スケジュール 【住宅】 ○公募期間: 5月11日(金)~6月22日(金) ○予約者決定: 平成24年7月末 【建築物】 ○公募期間: 5月28日(月)~6月29日(金) ○採択決定: 平成24年8月上旬</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省資源エネルギー庁 TEL: 03-3501-9726 省エネルギー・新エネルギー部 FAX: 03-3580-8439 省エネルギー対策課</p>		



## 経済産業省 14

施策名	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	予算額(百万円)	4,003
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概要	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する再生可能エネルギー熱（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、雪氷熱、温度差エネルギー、バイオマス燃料製造）利用設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。		
対象者	再生可能エネルギー熱利用設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等		
対象事業	以下の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する事業で一定の条件（規模要件等）を満たすもの。 ○太陽熱利用 ○バイオマス熱利用 ○地中熱利用 ○雪氷熱利用 ○温度差エネルギー利用 ○バイオマス燃料製造		
支援内容	○地方自治体、非営利民間（社会福祉法人、学校法人等）が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内の補助。 ○中小企業が事業を行う場合、離島地域において事業を行う場合には一部要件を緩和。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。		
備考	—		
連絡先	経済産業省資源エネルギー庁 TEL : 03-3501-4031 省エネルギー・新エネルギー部 FAX : 03-3501-1365 新エネルギー対策課		

## 経済産業省 15

施策名	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	予算額(百万円)	976
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概要	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等（太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱及びそれらを導入する際に付帯する蓄電池）利用設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。		
対象者	自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等利用設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等		
対象事業	以下の自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等利用設備を導入する事業で一定の条件（規模要件等）を満たすもの。 ○太陽光発電 ○風力発電 ○バイオマス発電 ○水力発電 ○地熱発電		
支援内容	○地方自治体、非営利民間（社会福祉法人、学校法人等）が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内の補助。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である一般社団法人新エネルギー導入促進協議会に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。		
備考	—		
連絡先	経済産業省資源エネルギー庁 TEL : 03-3501-4031 省エネルギー・新エネルギー部 FAX : 03-3501-1365 新エネルギー対策課		

## 経済産業省 16

施策名	地熱資源開発調査事業費補助金 等	予算額(百万円)	①地表調査に対する補助金 9,050 ②探査に対する出資 5,000 ③追加掘削等に対する債務保証 1,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項		
概要	地熱は、発電時のCO <sub>2</sub> 排出量がゼロであるため環境適合性に優れ、設備利用率が他の再生可能エネルギーと比べて高いというメリットがある。一方、我が国は世界有数の地熱資源を有しているながら、地熱による電力供給量は国内全体の総発電量の1%弱である。このため、我が国にとって安定的なエネルギー資源を獲得し、純国産のエネルギー源である地熱資源の開発を促進する。		
対象者	民間団体等（JOGMEC等を経由）		
対象事業	地熱資源開発は開発リスクが高く、掘削費用が高額である。このため、①地表調査費用に対する補助、②探査費用に対する出資、③建設段階における井戸掘削費用等に対する債務保証を行い、民間事業者の地熱開発の取り組みを促進する。		
支援内容	①補助対象・・・地表調査段階における、地表調査や噴気試験を伴わない掘削調査等を行うための費用（補助率 ポテンシャル調査3/4、掘削調査1/2） ②出資対象・・・探査段階における、地下の熱源から十分な蒸気量を安定的に取り出せるか等を確認するための調査や坑井の掘削等を行うための費用（出資比率50%） ③債務保証対象・・・建設段階における、発電に必要な蒸気を取り出す生産井等を掘削するための費用（債務保証比率80%）		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	平成24年度6月以降、JOGMEC（独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構）等が公募を実施予定。 (ただし、JOGMEC法改正の国会審議終了が前提)		
備考	—		
連絡先	資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課	TEL : 03-3501-2773 FAX : 03-3580-8449 URL :	

## 経済産業省 17

施策名	特許等取得活用支援事業	予算額(百万円)	1,600
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>中小企業等のアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに窓口（知財総合支援窓口）の整備及び支援人材の配置を行いワンストップで解決支援。</p>		
対象者	知的財産に関する悩みや課題を抱える中小企業等		
対象事業	—		
支援内容	<p>○「知財総合支援窓口」における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該窓口配置された支援人材が、知的財産に関する様々な課題等をその場で受け付けて解決を図るワンストップサービスを提供する。</li> <li>・専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の知財専門家を活用して（内容によっては複数人でチームを組んで）窓口の支援担当者と協働して解決を図る。</li> <li>・知的財産を有効に活用できていない中小企業等を発掘し、知的財産の活用を促進する。</li> <li>・関係する支援機関やその機関の専門家と十分に連携し、効率的に課題等の解決を図る。</li> </ul>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記URL先に都道府県ごとの知財総合支援窓口一覧を掲載。</li> <li>・全国共通お問い合わせ先として、ナビダイヤル「0570-082100」を設置しています。こちらにお電話いただければ、お近くの知財総合支援窓口につながります。</li> <li>・窓口の支援担当者が知的財産に関する悩みや課題等に対応します。</li> </ul>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 特許庁 総務部普及支援課	TEL : 03-3501-5878 FAX : 03-3506-8615 URL : <a href="http://www.ipo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm">http://www.ipo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm</a>	

## 経済産業省 18

施策名	中小企業再生支援協議会事業	予算額(百万円)	4,700
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第41条		
概要	<p>経営状況が悪化しており、そのままでは経営が立ち行かなくなるおそれがあるが、キャッシュフローを生み出すことのできるコア事業を有している中小企業の再生を図ることにより、地域経済のみならず我が国経済を活性化を目的とする事業。</p> <p>また、当事業には事業引継ぎ支援も含まれており、廃業を検討する中小企業の経営資源を引き継ぐ意欲のある中小企業に対して、事業引継ぎの専門家が、事業引継ぎに係る課題解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等を実施する。</p>		
対象者	再生及び事業引継ぎを目指す中小企業		
対象事業	<p><b>【再生事業】</b> 都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会において、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画策定の支援、金融機関等との調整などを支援。</p> <p><b>【事業引継ぎ支援事業】</b> 都道府県に設置されている認定支援機関（法律に基づき認定を受けた商工会議所等の支援機関。）に「事業引継ぎ相談窓口」を設置し、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を実施。さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を実施。</p>		
支援内容	<p><b>【再生事業】</b> ○企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施。 ○相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援。 ○なお、再生計画策定支援に当たっては、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間との調整を支援。</p> <p><b>【事業引継ぎ支援事業】</b> ○事業引継ぎ相談窓口では、窓口相談員が中小企業からの相談に応じ、適切な支援施策及び支援機関の紹介等を実施。 ○事業引継ぎ支援センターでは、事業引継ぎの専門家が事業引継ぎに係る課題解決のための助言やマッチング支援等を実施。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要なため、経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会において相談を受け付ける。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部を負担していただく場合あり。連絡先は下記のウェブサイトの中小企業再生支援協議会一覧を参照。 <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm</a></p> <p>事業引継ぎについては、事業引継ぎ等に関する悩みがあれば、各都道府県に設置されている事業引継ぎ相談窓口にて相談を受け付ける。その後、より専門的な支援を行う必要がある場合は、事業引継ぎ支援センターにて事業引継ぎに係るマッチング支援等を実施する。 ※各都道府県における事業引継ぎ相談窓口の連絡先は以下のウェブサイトを参照。 <a href="http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110630004/20110630004.html">http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110630004/20110630004.html</a></p>		
備考	—		
連絡先	<p>中小企業庁</p> <p>経営支援部 経営支援課 TEL：03-3501-1763 FAX：03-3501-7099</p> <p>事業環境部 企画課 TEL：03-3501-1765 FAX：03-3501-7791</p>		

## 経済産業省 19

施策名	中小企業支援ネットワーク強化事業	予算額(百万円)	2,995
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>経済産業局が、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する相談員を選定。当該相談員が、中小企業支援ネットワーク（経済産業局ごとに構築）を構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度専門的な相談に直接対応。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度専門的な課題の解決を図る。</p> <p>また、支援機関の相談員は、巡回対応を行う相談員とともに相談事案に参加し、現場の経験を通じて能力向上を図るとともに、集積された相談事例の知見・ノウハウ等をネットワーク内で広く共有し、支援機関の能力向上を図る。</p>		
対象者	高度専門的な経営課題に取り組む中小企業等		
対象事業	ネットワーク構成支援機関だけでは対応できない高度・専門的な経営課題		
支援内容	<p>○巡回相談対応 中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する相談員がネットワーク構成機関を巡回。高度専門的な課題に対し、直接対応。</p> <p>○専門家派遣 巡回相談の中で、必要に応じて専門家を派遣。</p> <p>○支援機関指導員のOJT 支援機関指導員も相談事案に参加。現場の経験（OJT）を通じて支援能力の向上を図る。</p> <p>○支援ノウハウ・知見の共有、研修会の実施 相談対応の結果、蓄積された支援事例をネットワーク内で共有するとともに、経済産業局が中心となって支援機関指導員等連携研修会を実施。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	詳細については、最寄りの経済産業局中小企業課にお問い合わせ下さい。		
備考	—		
連絡先	<p>各経済産業局（沖縄は総合事務局）中小企業課の連絡先は以下のとおりです。</p> <p>北海道 TEL：011-709-1783</p> <p>東北 TEL：022-221-4922</p> <p>関東 TEL：048-600-0322</p> <p>中部 TEL：052-951-2748</p> <p>近畿 TEL：06-6966-6023</p> <p>中国 TEL：082-224-5661</p> <p>四国 TEL：087-811-8529</p> <p>九州 TEL：092-482-5449</p> <p>沖縄 TEL：098-866-1755</p>		

## 経済産業省 20

施策名	新事業活動促進支援補助金	予算額(百万円)	2,001
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律		
概要	<p>中小企業者が行う、異分野の中小企業の連携、地域産業資源の活用、農商工等連携の制度を活用して先進的かつモデル性の高い事業計画に沿って取り組む新商品・新サービスの開発等の取組に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の新事業活動等の促進を図る。</p> <p>①新連携支援事業 異分野・異業種の中小企業者同士が連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用して行う新事業活動を支援</p> <p>②地域資源活用売れる商品づくり支援事業 中小企業者等が地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等)を活用して行う新事業活動を支援</p> <p>③農商工等連携対策支援事業 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用して行う新事業活動を支援</p>		
対象者	各法律に基づき事業計画の認定を受けた中小企業者等		
対象事業	各法律に基づき認定を受けた事業計画に沿って取り組む、市場調査、試作品の開発、展示会等の開催又は出展、知的財産に係る調査等		
支援内容	補助上限額：3,000万円/計画、補助率：2/3		
変更のポイント	—		
支援手続きスケジュール(予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける 2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定 4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 5. 経済産業局から補助金を受給		
備考	—		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 新事業促進課	TEL：03-3501-1767 FAX：03-3501-7055 URL： <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/">http://www.chusho.meti.go.jp/</a>	

## 経済産業省 2 1

施策名	中小商業活力向上事業	予算額(百万円)	1,800 (うち商店街部分 1,720)
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	商店街等が地域コミュニティの担い手として実施する、少子化・高齢化等の社会課題に対応した集客力向上及び売上増加の効果のある商業活性化の取組を支援する。		
対象者	商店街振興組合、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人、民間事業者 等		
対象事業	<p>商店街等において実施する新たな事業であって、空き店舗活用事業や地域資源を活用した事業など、下記の社会課題に対応し、集客力向上及び売上増加の効果のある商店街の活性化を図る事業。</p> <p>(社会課題)</p> <p>①少子化・高齢化 ②安全・安心 ③地域資源活用・農商工連携 ④地域活性化(被災商店街等の復興) ⑤創業・人材 ⑥環境</p>		
支援内容	<p>補助の上限額は1億円、下限額は100万円</p> <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/3…1つの社会課題に対応した事業</li> <li>・ 1/2…複数の社会課題に対応した事業</li> <li>・ 2/3…複数の社会課題に対応した事業のうち、地域商店街活性化法※の認定計画を受けて実施する事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">※商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律</p>		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概要における変更点 「集客力向上又は売上増加」を「集客力向上及び売上増加」に変更した。</li> <li>・ 対象事業における変更点 ①「集客力向上又は売上増加」を「集客力向上及び売上増加」に変更した。 ②社会課題として、「少子化」「高齢化」と区分していたものを「少子化・高齢化」に一本化した。 ③社会課題として、新たに「地域活性化(被災商店街等の復興)」を追加した。</li> <li>・ 支援内容における変更点 上限額を「2億円」から「1億円」に変更した。</li> </ul>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金交付の流れは、以下のとおり。</p> <p>①補助事業者は、募集期間中に市区町村の商業振興担当課を通じて、所管の経済産業局に要望書等の関係書類を提出。</p> <p>②経済産業局が事業内容を審査し、採否の結果を通知。</p> <p>③採択された補助事業者は補助金交付要綱に基づき、交付申請書を経済産業局に提出し、交付決定後、事業開始。</p> <p>④原則として、事業終了後、経済産業局から補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省(中小企業庁)</p> <p style="text-align: center;">経営支援部 商業課</p>	<p>TEL : 03-3501-1929</p> <p>FAX : 03-3501-7809</p> <p>URL : <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html</a></p>	



## 経済産業省 2 2

施策名	地域商業再生事業	予算額(百万円)	1,500
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>地域住民の規模・行動範囲や商業量、地域住民が商店街等に求める機能などを丁寧に調査し、まちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と商店街等とが一体となって、まちづくり計画と統合的な地域コミュニティの機能再生に向けた取組に対し補助。</p>		
対象者	商店街等と民間企業等との連携体		
対象事業	<p>商店街組織と民間事業者とが共同して実施する新たな取組であって、地域コミュニティの機能向上・再生に向けた以下の事業。</p> <p>(1) 地域状況調査分析事業 地域に必要とされるコミュニティの機能に合致する取組であることに加え、施設・サービス等の利用者数、採算性等の観点から、当該商店街において地域が自立的に継続して取り組むべき事業であることを特定するために必要な調査・分析事業。</p> <p>(2) コミュニティ機能再生事業 ①コミュニティ機能再生施設等整備事業（地域状況調査の結果に基づき、地域コミュニティの機能向上・再生に資する施設等を整備する事業。） ②コミュニティ機能再生支援事業（地域状況調査の結果に基づき、地域コミュニティの機能向上・再生に資する事業。（施設等の整備事業を除く））</p>		
支援内容	<p>〔補助率〕 2 / 3 以内 〔補助額〕 (1) 地域状況調査分析事業 上限：1,000万円 下限：100万円 (2) コミュニティ機能再生事業 上限額：2億円 （一商店街あたりの額。複数の商店街で実施する事業の場合は最大5億円） 下限額：100万円</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助金交付の流れは、以下のとおり。</p> <p>①経済産業省がHP等で公募。 ②希望する事業者は公募要領を確認の上、経済産業局に申請書類を提出。 ③外部有識者等からなる審査委員会により申請事業を審査。 ④経済産業省が採択事業を決定。事業者へ通知。 ⑤事業者は、事業を実施。 ⑥事業者は、事業完了後に実績報告書を経済産業局に提出。 ⑦経済産業局が補助金の額を確定し、事業者へ補助金の支払。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省（中小企業庁） 経営支援部 商業課</p>	<p>TEL：03-3501-1929 FAX：03-3501-7809 URL：<a href="http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html">http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/index.html</a></p>	